

山形市社会福祉協議会居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。以下に、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1 事業者

法人名	社会福祉法人山形市社会福祉協議会		
所在地	〒990-0832 山形市城西町二丁目2番22号		
電話番号	023(645)9230	FAX	023(645)8015
代表者氏名	会長 今野厚志		
設立年月	昭和32年 1月		

2 居宅介護支援事業所の概要

事業所名	山形市社会福祉協議会居宅介護支援事業所		
所在地	山形市城西町二丁目2番22号		
介護保険指定番号	山形県0670100080号 平成12年3月1日指定		
電話番号	023(647)9753	FAX	023(645)8085
管理者氏名	安達 俊次		
開設年月日	平成12年4月1日		
運営方針	<p>① 契約者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者又は家族の希望を踏まえつつ、公正中立に居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。</p> <p>② 関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>		

3 同事業所の職員体制 (令和6年4月現在)

職種	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	1名		1名	事業所の運営管理、職員管理等(介護支援専門員兼務)
介護支援専門員	9名		9名	居宅介護支援の提供(内1名兼務)
事務職員	1名		1名	必要な事務を行う

4 事業実施地域及び営業日・時間

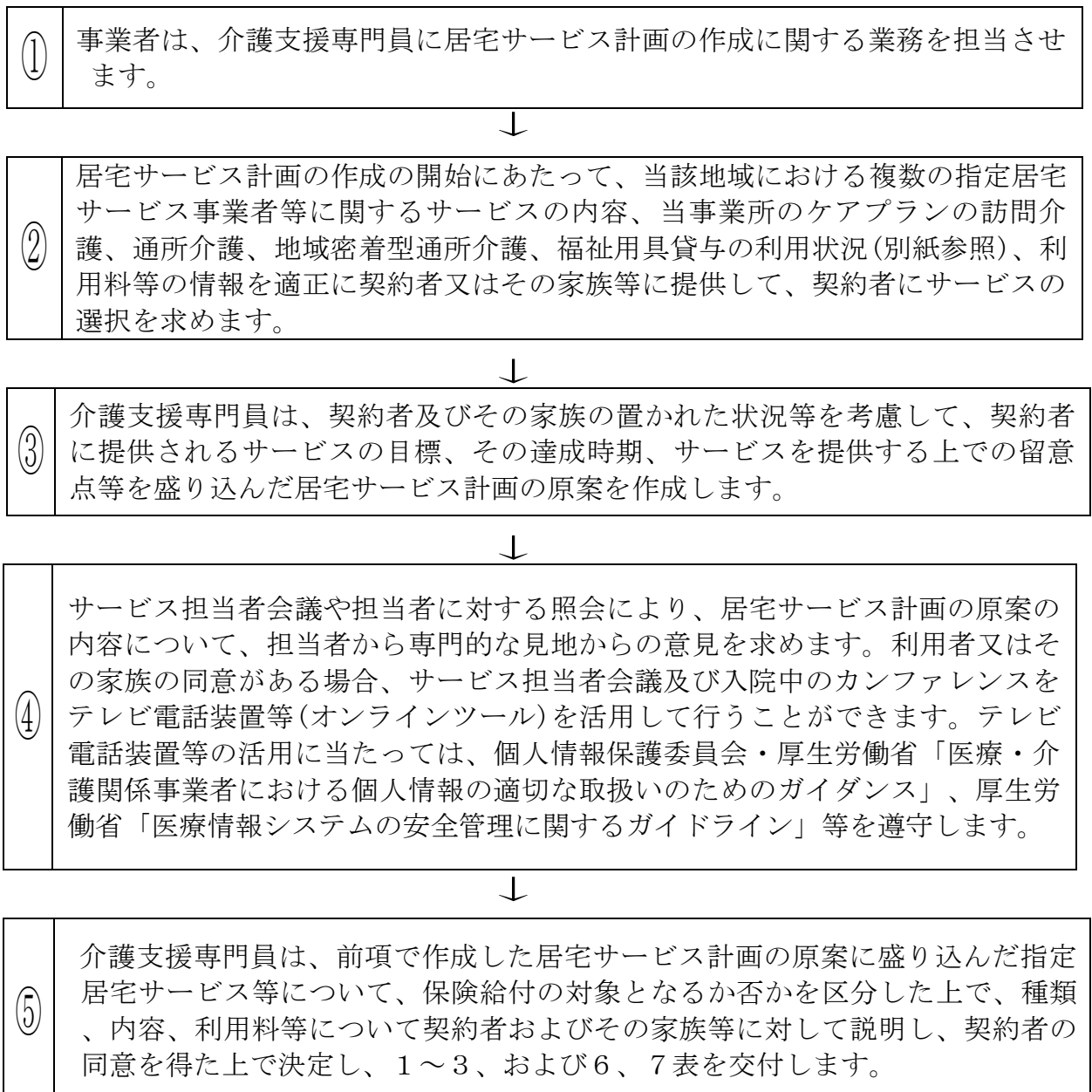
実施地域	山形市全域及び山辺町全域
営業日	月曜日から金曜日まで（但し、国民の祝日、12/29~1/3を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで 上記以外は電話等で24時間常時連絡が可能な体制をとっております。

5 提供するサービスの内容

(1) 居宅サービス計画の作成

ご契約者の家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。相談を受ける場合は、当事業所相談室又は利用者宅で行い、課題分析方法は全国社会福祉協議会方式で行います。

居 宅 サ ー ビ ス 計 画 の 作 成



(2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ① ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、月1回以上訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(3) 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(4) 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

6 サービス利用料金とお支払い方法

(1) サービス利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者のご負担はありません。当事業所は、特定事業所加算（Ⅱ）で届出をしております。

所定単位	要件
要介護1・2 10,860円/月	【居宅介護支援費Ⅰ(i)】 ① 居宅サービス計画を利用者等に当事業所の担当者が、内容を説明し、同意を得た上で交付します。 ② 利用者宅に月1回以上の訪問と1カ月に1回、居宅サービス計画の実施状況を把握し記録します。 ③ 要介護の認定や更新、計画の変更があった場合、サービス担当者会議の開催、または担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について、担当者から意見を求め、サービス担当者へ交付致します。
要介護3・4・5 14,110円/月	
要介護1・2 5,440円/月	【居宅介護支援費Ⅰ(ii)】 取扱件数が45件以上の場合 (45件以上60件未満の部分適用) ただし、45件未満の部分は居宅介護支援費Ⅰ(i)を適用
要介護3・4・5 7,040円/月	
要介護1・2 3,260円/月	【居宅介護支援費Ⅰ(iii)】 取扱件数が60件以上の場合 (60件以上の部分適用) ただし、45件未満の部分は居宅介護支援費Ⅰ(i)を適用 45件以上60件未満の部分は居宅介護支援費Ⅰ(ii)を適用
要介護3・4・5 4,220円/月	

《加算について》

所定単位	要件															
初回加算/月 3,000円	① 新規に居宅サービス計画を作成する場合。 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合。 ③ 要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。															
特定事業所加算 (Ⅱ)4,210円/月	① 常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。 ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ⑤ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 ⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供していること。 ⑦ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 ⑧ 介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が45件未満であること。 ⑨ 法定研修等における実習受入事業所となるなど、人材育成への協力体制が整備がされていること。 ⑩ 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等を実施していること。 ⑪ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等へ参加していること。 ⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること 以上の条件を全て満たしている場合に算定する。															
入院時情報連携加算 (Ⅰ)2,500円/月 (Ⅱ)2,000円/月	(Ⅰ)利用者が入院した日のうちに当該医療機関に情報提供した場合。 (Ⅱ)利用者が入院した日の翌日又は翌々日に当該医療機関に情報提供した場合。															
退院・退所加算 <table border="1" data-bbox="159 1456 523 1675"> <thead> <tr> <th colspan="3">カンファレンス</th> </tr> <tr> <th>連携</th> <th>参加無</th> <th>参加有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>4,500円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>2回</td> <td>6,000円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>3回</td> <td></td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table>	カンファレンス			連携	参加無	参加有	1回	4,500円	6,000円	2回	6,000円	7,500円	3回		9,000円	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって、医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。ただし「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議(退院時カンファレンス等)に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。
カンファレンス																
連携	参加無	参加有														
1回	4,500円	6,000円														
2回	6,000円	7,500円														
3回		9,000円														
通院時情報連携加算 500円/月 ※利用者1人につき 1月に1回まで	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合。															
緊急時等居宅 カンファレンス加算 2,000円/回 1月に2回まで算定可能	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。															

所定単位	算定要件
ターミナルケア マネジメント加算 4,000円/月	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、上記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いください。その後、当会で交付するサービス提供証明書を市町村に提出・申請し、居宅介護支援サービス計画費の給付を受けてください。

7 サービス提供を行う介護支援専門員

管 理 者	安達 俊次	TEL 023 (647) 9753
担当介護支援専門員		FAX 023 (645) 8085

8 事故発生時（緊急時）の対応

事業者は、契約者に対する居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。その概要は次のとおりです。

- ・ 事故の発生・発見があった場合には、生命の安全の確保を図ります。
- ・ 発見者は、生命の安全の確保のため必要な処置をするとともに、救急車の要請をします。
- ・ 発見者は、家族及び事業所に概要を報告します。家族には、帰宅や来院の要請をします。
- ・ 家族に対し、事故の詳細や今後の対応を説明します。
- ・ 保険の適用の判断をします。

当事業者は、(福)全国社会福祉協議会「社協の保険（総合補償）」に加入しています。

9 守秘義務等

- (1) 事業者、介護支援専門員等は、居宅介護支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約を終了した後も継続します。
- (2) 前項に関わらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、契約者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

10 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます
 - ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
 - ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
 - ④ 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- 虐待防止に関する責任者：管理者 安達 俊次

11 介護サービス情報の公表について

当事業所の介護サービス情報の公表については、下記のサイトで自由に閲覧できます。
公表サイト <http://www.kaigo-yamagata.info/yamagata/>

12 サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所に関する相談、要望、苦情等は、介護支援専門員又は下記窓口までお申し下さい。

サービス相談・苦情窓口

担当部署	山形市社会福祉協議会居宅介護支援事業所（担当：最上）
電話番号	023（647）9753
受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで （但し、国民の祝日、12/29～1/3を除く）

当事業所では、事務局長を苦情処理責任者として苦情処理解決推進チームを設置し、社会性と客観性を確保するため第三者委員を配置しています。

- (2) 当事業所以外に、下記の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

山形市役所 介護保険課	所在地	山形市旅籠町二丁目3番25号
	電話番号	023（641）1212（内線846）
	受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで （但し、国民の祝日、12/29～1/3を除く）
山形市役所 指導監査課	所在地	山形市旅籠町二丁目3番25号
	電話番号	023（641）1212（内線862・863・660）
	受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで （但し、国民の祝日、12/29～1/3を除く）

国民健康保険 団体連合会	所在地	寒河江市大字寒河江字久保6
	電話番号	0237(87)8006
	受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで (但し、国民の祝日、12/29～1/3を除く)
山辺町保健福祉課 介護保険係	所在地	東村山郡山辺町緑ヶ丘5
	電話番号	023(667)1107
	受付時間	月～金曜日 午前8時30分から午後5時まで (但し、国民の祝日、12/29～1/3を除く)
山形県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	山形市小白川町二丁目3番31号
	電話番号	023(626)1755
	受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで (但し、国民の祝日、12/29～1/3を除く)

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供にあたり、利用申込者に対して本書面に基づき重要事項の説明をしました。

事業所（説明者） 所在地 〒990-0832
山形市城西町二丁目2番22号
名称 山形市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
職・氏名 介護支援専門員 ㊟

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明及び交付を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所
氏名 ㊟

代理人 住所
氏名 ㊟

続柄（利用者との関係）